

介護認定調査員の勤務条件

(1) 職務内容

(ア) 介護保険認定申請者に対する認定調査業務

・訪問調査の実施

被保険者の生活場所（豊橋市内）へ訪問し、日頃の生活の様子（調査員テキストに定めた74項目）を調査します。週9件程度。

・介護保険システムを使用した認定調査票の作成（長寿介護課内）

※要介護認定 認定調査員テキストに基づく業務です。厚生労働省のホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

【認定調査員テキスト 2009 改訂版 令和6年4月】

(イ) 長寿介護課業務の補助

(ウ) 災害時の協力に関すること

(2) 任用期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで

ただし、引き続き業務の必要性があり、かつ勤務状況が良好な場合に限り、1年単位で改めて任用する可能性があります。

(3) 報酬月額（令和7年4月1日現在）

月額216,579円～

※社会情勢等により今後変更されることがあります。経験及び事務内容に応じて一定の報酬の加算があります。

※報酬月額の他に通勤手当に相当する費用弁償、期末手当、勤勉手当が別途支給されます。

※健康保険、厚生年金保険、雇用保険など社会保険に加入します。

(4) 勤務時間（令和7年4月1日現在）

勤務日		勤務時間	休憩時間	1週間あたりの勤務時間
A勤務	月	9:00～16:00	12:00～13:00	31時間
	火～金	9:00～16:15	12:00～13:00	
B勤務	月～木	10:00～17:15	12:00～13:00	31時間
	金	10:00～17:00	12:00～13:00	

※原則、所定労働時間を超える労働はありませんが、時期によっては有る場合があります。

※A勤務とB勤務を組み合わせで勤務しますが、状況により異なる場合があります。

(5) 休日

土日祝、年末年始

(6) 年次有給休暇

年次	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
限度日数	10 日	11 日	12 日	14 日

※ 1 年次は、令和 8 年 3 月 3 1 日まで

※ 7 年次以降は最大 2 0 日

※ その他夏季休暇等各種休暇制度があります。

(7) 研修

認定調査業務を円滑に遂行するため、県等が主催する外部研修や市主催の内部研修を受けていただきます。(外部研修時、交通費が必要な場合は市規定に基づき支給します。)